

(健Ⅱ105F)
令和2年5月11日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について

新型コロナウイルス核酸検出（PCR検査）を行政検査として実施する医療機関につきましては、従来、帰国者・接触者外来のほか、各都道府県等が同外来と同様の機能を有する医療機関として認めた医療機関とされており、各都道府県等は医療機関から申し出があった場合、速やかに必要な手続きを行うよう依頼がなされていたところです。（令和2年3月6日付け（健Ⅱ304F）、同4月10付け（健Ⅱ25F）等をご参照）

一方、上記取扱いに関して、一部の都道府県等においては、必要な感染対策、検査体制を備えているにも関わらず、同検査を実施する医療機関として認められないという状況が発生しております。

このような状況を踏まえ、今般、適切な感染対策がとられている医療機関であれば認められること、また、検査体制の適切な確保のため、上記医療機関からの申し出があった場合には速やかに契約等の必要な手続きを行うことについて、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて、あらためて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
令和2年5月10日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、
「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として
都道府県等が認めた医療機関」について

健感発0304第5号令和2年3月4日「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(2)①の「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」については、以下のようないくつかの適切な感染対策がとられている医療機関として都道府県等が認めた医療機関を指しているものである。

- ・疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分ける（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと
- ・必要な検査体制を確保すること
- ・医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること

上記に記載する適切な感染対策がとられている医療機関であれば、医療機関の規模や外来・入院にかかわらず、診療所や病床数が少ない病院、帰国者・接触者外来となる予定がない病院なども含め、新型コロナウイルスに係る行政検査を行う医療機関として認められるものである。

都道府県等にあっては、このような適切な感染対策が取られている医療機関に対し、事前に準備する観点から、新型コロナウイルスに係る行政検査の実施を依頼する可能性がある医療機関とあらかじめ契約を締結するなどにより検査体制を適切に確保するほか、申し出があった場合には適切な感染管理が取られていることを確認の上、速やかに契約等の手続きを行うよう、お願いする。

以上